

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が減額されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産された国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の減額方法

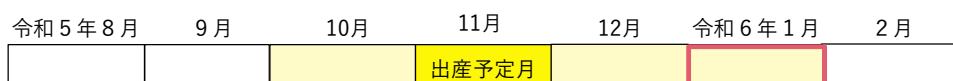
- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、**出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月（または出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。**



※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0円になるわけではありません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の3ヶ月前以降、計6ヶ月分が対象となります。

- 令和5年度においては、**産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。**



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

■ …対象期間

- 保険税が減額された結果、払いすぎになった保険税がある場合は還付されます。

届出に必要な書類

- ・ 世帯主と出産する方のマイナンバーがわかるもの
 - ・ 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）
 - ・ 母子手帳など出産（予定）日がわかるもの（死産の場合は、死産証明書等）
- ※出産後に届出を行う場合には、出産した方と当該出産に係る子との身分関係が明らかになる書類（戸籍謄抄本等）が必要になる場合があります。

届出先

稲沢市役所市民福祉部国保年金課 TEL 0587-32-1312